

『R5年度税制改正消費税（2） 少額取引に係る負担軽減措置他』

インボイス制度に関する経過措置としてはもう1つ、中小事業者の少額取引に係る事務負担の軽減措置が講じられる。

仕入税額控除の適用に際して、インボイスの取得・保存は金額の多寡によらず必要とされ事務負担の増加が懸念されていた。そのため、以下の事業者が行う少額（1万円未満の課税仕入）の取引についてはインボイスの取得・保存を不要とし、一定の事項が記載された帳簿の保存を要件として仕入税額控除を認めることとした。1) 前々年又は前々事業年度の課税売上高が1億円以下の事業者 2) 前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者。令和5年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れに適用される。



さらに、値引き等を行った場合に交付義務が課される返還インボイスについても、事業者の実務に配慮して、少額の値引き等（税込価額1万円未満）には、その交付は不要とされることとなった。売掛金の回収の際の振込手数料を売手の負担とし、売上値引きとして処理する場合も「値引き」として交付義務が生じるような煩雑さはなくなり、事務負担は大きく軽減される。令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う対価の返還等に適用される。

『経営者保証改革プログラム 事業者にパンフで訴求—金融庁』

金融庁は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、令和4年12月に「経営者保証改革プログラム」を公表。民間金融機関が経営者保証を徴求する際の手続きを厳格化し、安易な個人保証に依存した融資の抑制を図っているが、同庁はこのほど、事業者の理解・浸透をより促進するため、「経営者保証改革プログラム」の事業者向けパンフレットを作成した。ポイントは、(1) 金融機関が保証契約を締結する際、詳細な説明が必要とされる(2) 事業者・保証人は金融機関に保証契約が必要なのか、解除の要件は何か等尋ねることができる(3) 金融機関に向け貸し渋り・貸しはがしを行わないよう同局より要請している(4) 各金融機関に、ガイドラインを浸透・定着させるための取組方針等の作成・公表を要請している、等。

ガイドラインには、中小企業者が「法人個人の一体化の解消」「財務基盤の強化」「財務状況の適時適切な情報開示」を、将来に亘って充足できる見込みがある場合、経営者保証を求めない可能性があるとしている。金融機関からの詳細な説明がなかった場合は、「経営者保証ホットライン」にて専用相談窓口での対応が受けられる。ただ、個人保証の要否については、引き続き各金融機関の判断によるとしている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com